

市役所で行う確定申告相談の中止について

新型コロナウイルス感染症対策および国の電子申告推進のため、
市役所での確定申告相談を中止いたします。
ご自宅からのe-Taxによる確定申告や申告書の郵送提出のご協力をお願いいたします。
なお、**作成済み確定申告書の提出のみ**については受け付けております。
(提出時に確定申告の内容について相談することはできません。)

感染症拡大防止の観点から、ご来庁の際にはマスクの着用・手指消毒などにご協力ください。
37.5度以上の発熱が認められるなどの場合、受付をお断りさせていただきますので、
体調のすぐれない方は無理をせず来庁を控えていただくようお願いいたします。

◆記入済みの確定申告書を市役所で提出される人

- 場 所 市役所新館 5階第1会議室
○期 間 2月16日(水)～3月15日(火)
○時 間 午前の部 9時から12時まで
午後部 13時から16時まで
(12時から13時は提出受付をしていませんのでご了承ください。)

※確定申告書を提出する際はマイナンバーの記載と本人確認書類
(番号確認書類および身元確認書類)の提示または写しの添付が必要です。

提出の際のご注意

- ・申告書をお預かりする際、記載内容・添付書類の有無についての確認はできません。
- ・一旦提出いただいた申告書等の返却はできません。ご了承の上提出ください。
- ・提出会場は9時開場となっております。9時前に会場に来られると混雑の原因となります。新型コロナウイルス感染症対策のため、ご理解ご協力をお願いいたします。

◆確定申告書の郵送先

申告書は郵送でも提出できます。

【所得税の確定申告書】

〒286-8501 成田市加良部1-15 成田税務署

◆申告相談は「成田税務署からのお知らせ」をご覧ください

確定申告相談については、「成田税務署からのお知らせ」に記載の以下の機会をぜひご利用ください。

申告相談	期間	場所
税理士による無料申告相談会	1/25(火)および1/26(水)	四街道市役所 5階会議室
申告書作成会場	2/1(火)から3/15(火)	イオンモール成田

還付申告の場合は2月1日以前も成田税務署にて申告相談を受け付けております。

◆期限内の申告にご協力をお願いします

- 特定株式等の申告については、申告が遅れると住民税計算にあたり適用できない場合があります。
必ず期限内に申告書を提出してください。

裏面もご覧ください

令和4年度市民税・県民税の申告について

申告期限は、3月15日（火）までです。申告は正しく期限内に行いましょう。
新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、申告書の郵送提出にご協力をお願いいたします。
また、ご来庁の際にはマスクの着用・手指消毒などにご協力ください。
37.5度以上の発熱が認められるなどの場合、受付をお断りさせていただきますので、
体調のすぐれない方は無理をせず来庁を控えていただくようお願いいたします。

◆市民税・県民税の申告

1月27日（木）から3月15日（火）の9時から16時まで市役所5階第1会議室で受け付けます。
2月16日（水）以降の確定申告期間中は確定申告書の提出で大変込み合いますので、
なるべく2月15日までに提出ください。

市民税・県民税の 申告が必要な人

令和4年1月1日現在、市内在任の人で①～④に該当する人、
また⑤について自己の所有する事務所などが市内にある人

- ①事業（農業・営業など）や不動産などの所得があったが、
所得税を納付することにならないため、確定申告をしない人
- ②所得税の申告の対象にならない所得があった人
（給与所得者で給与所得以外の所得が20万円以下の場合など）
- ③給与所得のみで勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない人
（提出の有無は勤務先にご確認ください）
- ④年金収入が400万円以下かつその他の所得が20万円以下で確定申告は
不要だが、申告する控除がある人
- ⑤市外に住んでいて、市内に事務所、事業所、家屋敷などがある人
※①～⑤に該当しない場合でも、所得証明書の発行などの行政サービスを
受けるにあたり申告が必要になる場合があります。

申告時に 用意するもの

- ・ 昨年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告に必要な書類
- ・ マイナンバーにかかる番号確認書類および本人確認書類
 - マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方
マイナンバーカード
 - マイナンバーカードをお持ちの方でない方
 - マイナンバー確認書類
- 通知カード※住民票の写しまたは住民票記載事項証明書
（マイナンバーの記載があるもの）のいずれか1つ
- 本人確認書類
- 運転免許証・身体障害者手帳・パスポート・特別永住者証明書・
写真つき住基カード・年金手帳・在留カード・介護保険証・健康保険証など
のうちいずれか1つ。

令和4年度市民税・県民税の申告書郵送先
〒284-8555 四街道市鹿渡無番地
四街道市役所 課税課 市民税係

本書に関するお問い合わせ
四街道市役所 課税課 市民税係
電話043-421-6114（直通）
※申告期間中はお電話が繋がりにくくなっております。